

特定処遇改善加算算定にかかる「見える化要件」について

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するあたり

- A 現行の介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
 - B 介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数取組を行っていること。
 - C 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること
- という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①令和2年度からの算定要件で、②介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表しているところです。

介護職員等特定処遇改善加算等の取得状況・職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、当事業所の処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして、以下のとおり公表します。

<介護職員等特定処遇改善加算の取得状況>

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ■ヘルパーステーションつむぎ | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） |
| ■看護小規模多機能泊まれて通える施設つむぎ | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |
| ■看護小規模多機能ホームあったかい家 | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |
| ■デイサービスセンターつむぎ | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |
| ■デイサービスセンター明日への風 | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |
| ■定期巡回・随時対応型訪問介護あったかい手 | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） |

<福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況>

- | | |
|----------------|------------------|
| ■ヘルパーステーションつむぎ | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） |
| ■しゃくなげファーム | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） |

<職場環境等要件における当法人の具体的な取り組み状況>

① 入職促進に向けた取組

- 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケアサービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短縮時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換等の整備

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- 業務手順書の作成や、記録・報告書様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善